

(書式9)

【信託R1.11】

基本事件番号 平成・令和〇年(家)第〇〇〇〇〇号

成年被後見人(本人) 住所 千葉県〇〇市〇〇町1丁目2番3号

氏名 後見一郎

報告書(信託・定期交付金額の変更)

千葉家庭裁判所 支部・出張所 御中

令和〇年〇月〇日

定期交付金額の変更を希望する
銀行名を記入してください。

成年後見人 後見太郎印

電話番号
手元で管理する金額が多くなりすぎないよう、収支予定を確認して交付金額を設定してください。〇〇(信託)銀行を受託者とする信託契約につき
交付金額の変更が必要であると考えますので、報告します。

記

- 1 変更前の信託財産の交付金額 6 か月ごとに金 500,000 円
2 変更後の信託財産の交付金額 6 か月ごとに金 750,000 円

(※1・2・3・6か月のうち、適当な交付間隔を選択すること)

3 理由

成年被後見人(本人)に 入所施設の変更 という状況の変化があったため

4 信託財産の交付金額の変更申出日 指示の日から3週間以内の日

(初日不算入、最終日が)

5 添付資料(該当するものにレ点を付けてください。)

- 理由の相当性を示す書類
 (信託)銀行から受領した直近の信託財産状況報告書または信託通帳の写し
 成年後見人が管理している成年被後見人(本人)名義の預貯金通帳の写し

定期交付金額の変更が必要な理由を
記入し、領収書などの資料を添付し
てください。

※ 必要事項を記入の上、関係資料及び返信用封筒(切手貼付)を添付して提出してください。

(以下は、裁判所が記入します。)

監督事件番号 令和 年(家)第 号

(基本事件 平成・令和 年(家)第 号)

ここから下には何も記入
しないでください。

指示書(信託・定期交付金額の変更)

上記報告書のとおり、定期交付金額の変更の申出をすることを指示する。

令和 年 月 日

千葉家庭裁判所
裁判官

支部・出張所

これは謄本である。

同日同庁 裁判所書記官